

令和 8 年 8 月 4 日

第 8 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 8 号

令和 8 年 第 8 回 定例会

日時：令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」

教 育 長

丹 羽 恵玲奈

教育長職務代理者

清 水 俊 明

委 員

小 川 賀 代

委 員

中 野 円 佳

委 員

室 伏 広 治

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長

吉 田 雄 大

教育推進部参事

真 下 聡

教育総務課長事務取扱

学 校 運 営 課 長

宮 原 直 務

学 校 施 設 課 長

足 立 和 也

教 育 指 導 課 長

山 岸 健

教育施策推進担当課長

高 橋 拓 也

児 童 課 長

大 塚 仁 雄

教育センター所長

木 内 恵 美

真砂中央図書館長

奥 田 光 広

「書 記」

庶 務 係 長

大 川 育 子

庶 務 係 主 査

平 手 由佳莉

令和 8 年

第 8 回教育委員会定例会

令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 2 時
場 所 教育委員会室
議事録署名人 小川 賀代 委員

第 1 議案の審議

第 5 8 号議案 令和 9 年度使用特別支援学級教科書用図書採択について

第 5 9 号議案 文京区立幼稚園型認定こども園の設置及び幼保一元化施設の廃止について

第 2 報告事項

(1) 幼稚園型認定こども園の開設について (資料第 1 号)

(2) 文京区立千駄木小学校文林中学校及び千駄木幼稚園等改築基本計画について
(資料第 2 号)

第 3 その他の事項

「開 会」

(14 : 00)

○丹羽教育長 定刻になりましたので、第8回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は全員ご出席いただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人でございますが、小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議案の審議

○丹羽教育長 それでは、議案日程に入らせていただきます。

議案の審議の前に、本日の会議運営について、お諮りいたします。

案件のうち、第59号議案及び報告事項の(1)が関連性の高い内容になっております。これらにつきまして、報告事項の(1)を報告後、議案の提案説明と質疑は一括で行い、採決を行うこととしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

第58号議案 令和9年度使用特別支援学級教科用図書採択について

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は2件ございます。

初めに、第58号議案「令和9年度使用特別支援学級教科用図書採択について」。

この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第58号議案、令和9年度使用特別支援学級教科用図書採択について、提案理由をご説明いたします。本案は、特別支援学級で学ぶ児童・生徒が使用する教科用図書を採択するものでございます。

特別支援学級では、特別の教育課程を編成しており、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第131条の2の規定に基づき、児童・生徒の実態に応じて、教科により当該学年の教科用図書を使用することが適当でない場合においてはほかの適切な教科用図書を使用することができることとなっております。

議案の資料は、本区特別支援学級設置校の校長より令和9年度に使用する教科用図書として申請された一覧でございます。今回、採択の対象となっている教科用図書については事前に委員の皆様にはご覧いただいております。

特別支援学級で使用する教科用図書は3種類に大別されます。1点目は、文部科学大臣検定済みの教科用図書です。これを使用する場合、小・中学校では通常の学級で使用するものと同じものを使用します。ただし、児童・生徒の実態に応じて当該学年より下の学年の教科用図書を使用することもございます。2点目は、知的障害の特別支援学校で学ぶ児童・生徒が使用する文部科学省著作

の教科書です。３点目は、いわゆる附則９条図書と呼ばれる一般図書です。附則９条図書については、東京都教育委員会が「特別支援教育教科書調査研究資料」を作成しておりますので、これを参考に児童・生徒の障害の程度や能力等にふさわしい内容であるかを各学校が検討し、選定しております。議案の資料に明記されている附則９条図書は、日常生活の身近な内容が取り扱われたり、写真やイラストなどが多く使用されたりするなど、児童・生徒の障害の程度や能力に配慮された内容となっております。また、通常の学級との交流及び共同学習の推進などを配慮し、教員が通常の学級で使用している文部科学省検定済みの教科用図書に掲載されている図や写真を使用し、特別支援学級用に編集し教材化するなど、各小・中学校が特別支援学級の実態や個に応じた特色を図っております。

本案につきましては、このように各学校が児童・生徒一人一人に合った適切な教科用図書を調査研究の上、申請し、教育委員会が採択を決定する手続となっております。議案資料の一覧に基づき、文京区立小・中学校特別支援学級の児童・生徒が令和９年度に使用する教科用図書をご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○丹羽教育長 委員の皆様には実物の教科書について既にご覧いただいておりますけれども、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第５９号議案 文京区立幼稚園型認定こども園の設置及び幼保一元化施設の廃止について

○丹羽教育長 続きまして、第５９号議案「文京区立幼稚園型認定こども園の設置及び幼保一元化施設の廃止について」です。

議事日程の冒頭で申し上げたとおり、これらの議案に関しましては、報告事項（１）が関連するため、先に当該報告を行い、その後、議案の説明をいたします。質疑は一括して行い、採決を行うことといたします。

第２ 報告事項

（１）幼稚園型認定こども園の開設について

○丹羽教育長 それでは、報告事項（１）「幼稚園型認定こども園の開設について」。この件につきまして、説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第１号、幼稚園型認定こども園の開設について、ご説明いたします。

多様化する保育ニーズへの対応及び質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を実施するため、文京区立柳町幼稚園及び明化幼稚園を認定こども園として開設をするものでございます。

開設年月日は、令和９年４月１日でございます。

所在地及び建物につきましては、記載のとおりでございます。

定員及び学級編成でございます。両園それぞれ 1 号認定利用の 3 歳児から 5 歳児までが計 68 人、2 号認定の 3 歳児から 5 歳児までが計 42 人、3 号認定の 1 歳児、2 歳児が計 21 人、合計で 131 人の定員となります。また、3 歳児から 5 歳児までの学級編成はそれぞれ 2 学級で、合計 6 学級となります。

次に、教育・保育時間でございます。1 号認定利用は月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 2 時まで、預かり保育につきましては午前 8 時から 9 時までと、午後 2 時から 6 時 15 分までとなります。2 号・3 号認定の利用は月曜日から土曜日までの午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分まで、さらに午後 7 時 15 分までの延長保育がございます。なお、長期休業日等は、午前 8 時から午後 6 時 15 分まで 1 号認定利用の預かり保育を実施いたします。

次に、2 ページをご覧ください。保育料等でございます。保育料としましては、区立幼稚園や保育園と同様に無償でございます。預かり保育料につきましては、区立幼稚園の預かり保育料と同額になりますが、保育の必要性の認定を受けた者は無償となります。延長保育の利用料は、保育園の延長保育利用料と同額となります。また、給食につきましては、全ての園児に提供することになります。

次に、それぞれの園の配置図でございます。それぞれ新たな園舎の整備は完了しており、配置図にて認定こども園が入る棟と示されている場所におきましては、現在、それぞれの園を運営しているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。本件につきましては、9 月の定例区議会に関連条例の議決をいただいた後、10 月に規則改正を行う予定でございます。その後、区報 10 月 10 日号で 1 号認定利用の園児募集、11 月 10 日号で 2 号・3 号認定利用の園児募集を行い、令和 9 年 4 月に開設となります。

ご説明は以上となります。

第 59 号議案 文京区立幼稚園型認定こども園の設置及び幼保一元化施設の廃止について（続）

○丹羽教育長 続きまして、第 59 号議案「文京区立幼稚園型認定こども園の設置及び幼保一元化施設の廃止について」、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 59 号議案、文京区立幼稚園型認定こども園の設置及び幼保一元化施設の廃止についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、認定こども園化を決定しておりました幼保一元化施設及び幼稚園の新施設が竣工するため、文京区立幼稚園型認定こども園として開設するものでございます。

設置する 2 園の名称及び位置につきましては、名称を「文京区立認定こども園柳町幼稚園」及び「文京区立認定こども園明化幼稚園」に変更し、また、位置は現在と変わりございません。

設置の時期は、令和 9 年 4 月 1 日でございます。

これに伴いまして、幼保一元化施設の柳町こどもの森は、令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止いたします。なお、柳町こどもの森を構成している文京区立柳町保育園は廃止される予定ですが、同園の園児は引き続き幼稚園型認定こども園の園児として在園する予定でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○中野委員 基本的なんですけど、1号、2号、3号のご説明をいただけますか。

○教育総務課長 利用する子どもたちの区分け的なもので1号、2号、3号と呼んでいます。

まず、2号からご説明いたしますと、2号は3歳から5歳の就学前の子どもたちで、保育を必要とする子どもたちという位置づけにしております。1号につきましては、同じく3歳から5歳の未就学の子どもなんですけれども、保育は不要という位置づけでございます。3号につきましては、3歳未満の子どもで、こちらも保育を必要とする子どもという形で位置づけて、それぞれ1号、2号、3号と分けているところでございます。

○中野委員 こども園は大体こういう感じなのかなと思います。保育の体制としては、同じ園に3歳の1号と2号の子がいて、時間が分かれ、重なっている部分もあると思うんですけれども、2号のほうが長くいられるということですね。

○教育総務課長 そうですね。「保育時間」というところにお示ししておりますけれども、1号は基本的に9時から2時、プラス預かり保育という時間を設けております。2号につきましては、朝7時15分から6時15分までを基本としまして、その後、延長保育で時間延長されているところでございます。

○中野委員 保育内容というか重なっている時間はみんな一緒に過ごしているんですか。それとも、別のクラスがある形なのでしょうか。

○教育総務課長 1号と2号というのは基本的に同じ時間帯を過ごす形で、1号と2号は分けたクラス編成ではなくて、一緒になったクラス編成をしているところでございますので、同じクラスで同じ時間を過ごしている形になります。

○中野委員 その需要のところといたしますか、幼稚園ニーズと保育園ニーズは昨今の情勢的にはどんな感じなのでしょうか。

○教育総務課長 先行する元町のこども園、昨年度開園しているところでございますけれども、その1号、2号及び3号それぞれ申し込みが多くなっている状況でございますので、多様なニーズに対応する1つの園の形としてこども園という形をとっているところでございます。そういったところで利用者、保護者のニーズにマッチしているところはあると考えております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 ただいまお話が出た先行設置された元町幼稚園ですが、定員は元町幼稚園と同じだと思います。元町幼稚園のとき、ちょっと偏りがあったような気がしたのですけれども、その辺のところを参考にして定員を変更したりということは考えなかったのですか。

○教育総務課長 元町のほうは、先ほどご報告したとおり、いずれの年齢層、1号、2号、3号それぞれ募集は初めて入園する1号の1歳児と、3歳から入ってくる3歳児が新たな募集でございしますが、多数の応募があったところでございます。私の認識不足かもしれませんが、偏りはなかったと思っておりますので、元町幼稚園の人数設定を引き続き柳町及び明化にも同様に展開して考えているところでございます。

○清水委員 偏りは実際はなかったのですね。そのような印象があったので、お聞きしました。人数的に今後ふやすとか減らすとかの予定はあるのでしょうか。

○教育総務課長 現時点におきましては、この人数設定のまま募集していこうと考えているところでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小川委員 いろいろ詳しく説明していただいて、大体わかっているのですが、どちらかというと、両親とも働いているご家庭が多くなってきているかと思います。1号認定のほうが人数がちょっと多めという設定にされているかと思いますが、こちらのほうがニーズとしては今まだやっぱり多いということだったのでしょうか。

○教育総務課長 1号認定、要は幼稚園の利用を希望するという位置づけになりますけれども、もともと両園とも定員をもう少し多く設定しておりました。ただ、全体の園の設定としては、131人ということで、全体規模感は大きくなってはいます。1号のところ、幼稚園の募集人員を少し絞ったところはございますけれども、保育園機能も今回追加されるところでございますので、1歳児を保育機能として受けるところも勘案しまして、1号、2号の定員設定を考えたところはございます。

○教育推進部長 今、参事のほうでご説明したとおりですけれども、本区において保育園については、民間の保育園もたくさん設置しております。区長部局としましては、さまざまな地域、保護者が求めるニーズに幅広く対応しようということでございますので、今、委員がおっしゃったような、働いていて、保育を必要とするところについては、十分に施設が整っている保育園を利用していただく。保育とともに、幼稚園の学習という面を希望されるご家庭については、認定こども園という形でやっているの、幅広いメニューの中での1つの形態であると教育委員会は認識しております。現時点ではそういう展開を今後も図っていきたいという考えでございます。

○中野委員 1号認定利用の預かり保育は、希望すればみんな使えるのか。何か制限はありますか。

あと、3号認定で1歳から2歳で10人とか11人をとると、3歳からは2号はほんの数人しかとらずに、基本は持ち上がっていくような想定という理解でよいでしょうか。

○学校運営課長 まず、預かり保育です。登録利用と一時利用と2つございまして、登録利用については、各園約25名、園によっては35名のところもあるのですが、定員を設けております。対象はその幼稚園に通われている方で、かつ、例えば就労ですと月48時間以上とか、ある程度の要件はございます。一方、一時利用につきましては要件なしで、日を単位にしてお使いいただけるので、各園10人を定員にしていますけれども、希望したらお使いいただけるという形をとっております。

○教育総務課長 3号と2号の連続性というか定員設定でございますけれども、3号利用の方が進級して3歳になったときは基本的にはそのまま11人を使うということです。それ以外にも、3歳から幼稚園と保育と一体化した教育を受けたい保護者もいるだろうということで、同一の設定ではなく、わずかではございますけれどもプラスの、今回14人という少し増した人数設定をしているところでございます。

○中野委員 コメントになるのですが、私が子どもを保育園に入れていたときは保活が本当に大変だった時期で、とにかく点数を加点するにはどうしたらいいかみたいな情報が親同士で回っていて、でも、蓋をあけてみると、確かに4時ぐらいに迎えに来られている親御さんもいらしたので、多分多様なニーズがあって、それに対応できるという意味では、今の預かり保育のいろいろな利用の仕方をお伺いして、そこの部分のニーズもあるのかなとちょっと納得もしました。

○丹羽教育長 ほかにいかがですか。よろしいですかね。

それでは、お諮り申し上げます。第 59 号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 2 報告事項(続)

(2) 文京区立千駄木小学校文林中学校及び千駄木幼稚園等改築基本計画について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日、2 件ございますが、(1) の「幼稚園型認定こども園の開設について」は、先ほど説明いたしましたので割愛いたします。

(2) 「文京区立千駄木小学校文林中学校及び千駄木幼稚園等改築基本計画について」。説明をお願いします。

○学校施設課長 それでは、資料第 2 号に基づきまして、文京区立千駄木小学校文林中学校及び千駄木幼稚園等改築基本計画案について、ご報告申し上げます。

まず、経過といたしまして、令和 6 年 5 月に文京区立千駄木小学校等改築整備方針を策定し、同年、プロポーザル方式により設計者を選定したところです。本基本計画案は、基本設計を検討するに当たり、1 万 9393 平米の敷地を最大限有効に活用するための配置計画やプールの整備手法、施設間で共有する機能等、基本設計の根幹となる方針について、文京区立千駄木小学校文林中学校及び千駄木幼稚園等改築基本計画に関する地域懇談会での意見交換を踏まえまして、取りまとめたものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。本冊子の構成でございますけれども、まず、項番 1 に、今しがた申し上げたような背景にかかわる部分等の記載がございまして、項番 2 は、いわゆる各種与条件につきまして、項番 3 で基本計画の内容、項番 4 で地域懇談会での検討結果、項番 5 の「こどもの意見聴取」という構成で記載されているところでございます。

基本計画案の具体的内容につきましては、資料の 9 ページに記載のとおりでございますが、重立ったところをご報告させていただければと思います。

まず、(1) 配置計画等についてでございますけれども、校舎につきましては北側の敷地、現在の千駄木小学校の敷地に集約し、育成室は南側敷地、現文林中学校敷地の西側に配置することいたします。

また、校庭は南側の敷地に整形かつ広い校庭を整備しまして、小学校と中学校で兼用して使用することを想定しております。また、園庭は既存園庭と近い位置に整備し、土の園庭を継承してまいります。

体育館につきましては、小学校は 2 階、中学校は 1 階に専用の体育館を整備します。地域住民の利用等にも配慮し、アクセスしやすい配置計画としてまいります。

給食室は、小学校と中学校で共有し、必要諸室全体のバランスや、小学校・中学校双方への給食運搬動線、食材運搬車両動線等を考慮した配置としてまいります。

次に、(2) プールの整備手法についてご説明いたします。

プールは、まず年間を通して利用可能な屋内温水プールの整備としております。千駄木小学校と

文林中学校で共有することを前提とし、水深を調整できる可動床を導入することで、利用者の年齢や目的に応じた運用を可能とする設備としてまいります。

基本計画案を踏まえた配置、各階のゾーニングにつきましては、次の 10 ページに記載のとおりでございます。

最後に、今後のスケジュールについてです。令和 8 年度から 10 年度にかけまして、基本実施設計を行いまして、令和 11 年度以降の着工を想定しているところでございます。

以上、報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○丹羽教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、願いいいたします。

○清水委員 12 ページに A 案、B 案、C 案、D 案がございまして。結局 B 案になったわけですが、B 案は条件を満たしている○が多いということですが、△が「小中の運用に工夫が必要」と「道路を横断する」に 2 つあります。この辺のところをもう少し詳しく教えていただきたいのと、どのような対応策があるのかを教えてください。

○学校施設課長 校庭のほうの小・中の運用でございまして、やはり校庭として共有するという以上は、例えば安全管理の面ですとか部活動の使用の際どうするかといったところについて、今後学校長と話しながら、必要な設備等があれば設置等を考えていかなければいけない。ただ、兼用とする以上はこの課題は必ずついて回るところでございまして。

続きまして、「校庭と校舎の関係」で「道路を横断する」に△が入っております。今は渡り廊下のような形で南側の中学校校舎に続いているものがあるのですが、校舎を北側に集約させておりますので、校庭にアクセスした場合、どうしても少し細い道を渡っていかなければいけないところがございます。ここについて安全管理をどのようにするのが議題として上がっております。

設計の工夫につきましては、今、歩道上の安全の管理等を検討しているところでございまして、先ほどの小・中の運用につきましてはどうしても学校長の意見を聞きながらではございますが、道路につきましても、何がしか対処ができないかというところで検討しているところでございます。

○清水委員 小学校と中学校が校庭を兼用するということに関してデメリットもあると思いますけれども、メリットも何らかのものがあるんじゃないかなと思いますので、その辺をしっかりと考えて運営していただければと思います。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小川委員 先ほどの清水委員からの質問とちょっと重なるところにはなるのですが、道路を横断する件です。現在、音羽中学の運動場が道路を挟んで向こう側にある状態だと思うのですが、今は、渡るときに先生、保護者が必ずついてくださるような形で運営しているかと思えます。今回のこの件の場合は、やはり同じような感じを考えられているのか、設計段階で違うことを考えられているのか。もうちょっと話が進んでいるようでしたら、教えていただきたいと思います。

○学校施設課長 ここからの設計という部分では、より具体の案は今後のお示しになってくるかと思いますが、1 つのイメージとしては、一時滞留できるような広場、ちょっとした空間、スペースをつくるといったことは設備対応面で可能なかなと考えているところでございます。

その他、交通誘導員のようなところにつきましては、今後学校との協議の中を含めての安全対

策も検討してまいりたいと考えております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○室伏委員 当然ですが、学校側と相談している案件ですので、まず学校設置者が納得する形で、それは経験、土地勘もわかっていることだと思います。その辺は問題ないということですね。我々が言うのもあれですが。

○丹羽教育長 どういうメンバーで検討したかをちょっと説明してもらいましょう。

○学校施設課長 地域懇談会につきましては、各学校長等も入っていただいております、地域の皆様、PTA関連の皆様、その他学校長と学校関係者全てメンバーとして入る形でディスカッションしていただいております、各学校の意見もこの中に反映させていただいているところでございます。

○中野委員 最初に出ていたように、道路を渡ってというところ、かつ小・中で共有する校庭など、よいところもあると思うんですが、結果的に道路を渡らないといけないし、この時間はこの人しか使っちゃだめみたいにガチガチになっちゃうと、せっかくいい校庭をつくっても、あまり使えないみたいになってしまうともったいないと思います。20 ページにも、生徒さんからも「校庭で遊びたい」とか「小学生・幼稚園児と一緒にリスクが高い」と書いてあるので、そのあたりで何かいいプランが、先ほどの話じゃないですけど、設計段階とかで確保されるとよいかなと思いました。コメントです。

○学校施設課長 1 つには、兼用とすることで、広くて整形で一定面積を確保できるというメリットをより重視したところでございます。ご指摘のとおり、運用面で何か偏った形がないようにというところは十分に配慮するとともに、今回北側に寄せた校舎のところにも広場とかいろんなスペースの仕掛けはございますので、そういったところでの活用等、例えば休み時間であってもいろんな過ごし方も想定できると思います。今しがたからご議論いただいているとおり、学校ともさまざま話し合いをしながら、よりよい使い方については考えていきたいと思っております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次に進ませていただきます。

第3 その他の事項

○丹羽教育長 次に、その他の事項ですが、その他ございましたら、お願いいたします。

なければ、それでは第8回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございます。

(14 : 32)

令和8年8月4日

議事録署名人

教育長

委員